TEL 🗀 03(6402)9555 FAX 03(6402)9556

URL http://www.kojimaz.jp

E-Mail h-kojima@kojimaz.jp

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5 階

海外の売り先に郵送する場合の輸出免税の取扱い

弊社は海外の顧客から荷物を郵送するよう依頼を受けました。金額は20万円以下ですが、 EMS 等の国際郵便で送るため特に輸出許可証等はありません。この場合でも、この売上は 輸出免税の適用を受けられるのでしょうか?

解說

輸出免税の適用を受けるためには、その資産の譲渡等が輸出免税取引に該当することにつき 証明がなされたものであることが必要です。

輸出免税に該当することの証明方法 1.

輸出免税に該当することの証明の方法は次の通りです。

- ①貨物の輸出の場合
- イ)輸出の許可を受ける貨物である場合

輸出許可書等

口) 20 万円超の郵便物の場合

輸出許可書等

ハ) 20 万円以下の郵便物の場合

その事実を記載した帳簿又は郵便物の受取人から交付を受けた物品受領書

- A) 帳簿の記載事項…資産の輸出の年月日・資産の品名、品名ごとの数量、 価額・受取人の氏名、名称及び住所
- B) 物品受領書その他の書類の記載事項…資産を輸出した事業者の氏名、名称及び 住所・資産の品名、品名ごとの数量、価額・受取人の氏名、名称及び住所・受取の 年月日
- ②国際輸送、国際通信及び国際郵便もしくは国際信書便 その事業者がその事実を記載した帳簿又は書類で一定の要件を満たしているもの
- ③10及び②に該当しない取引 取引の相手方との契約書その他の書類で一定の事項が記載されているもの

2. 保管期間

上記に掲げる書類を納税地又は取引に係る事務所等の所在地に 7 年間保存しておくこと。

要するに…

海外の顧客に品物を売って、EMS などで郵送するケースがあります。通常の貨物の輸出の 時とは異なり、輸出免税の適用を受けるための輸出許可書は発行されないケースが多いです が、20万円以下であれば帳簿の記載だけでよい場合もあります。